

# 清和荘デイサービスセンター 重要事項説明書 日常生活支援総合事業第一号通所介護事業

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-52-5002(8:30~17:30)  
Fax 0276-52-5080  
担当 センター長:高山 竜太

\*ご不明な点やご相談など、お気軽にご連絡下さい。

## 2. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 明光会
事業者の所在地	〒370-0411 群馬県太田市亀岡町280
法人種別	社会福祉法人
代表者名	大澤 正明
電話番号	0276-52-5002
設立年月日	平成2年9月14日

## 3. 事業所

事業所の名称	清和荘デイサービスセンター	
事業所の所在地	〒370-0411 群馬県太田市亀岡町280	
管理者名	高山 竜太	
群馬県知事の 事業者指定	指定年月日	平成18年4月1日
	サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス
	介護保険事業者番号	群馬県 1072900119号
電話番号	0276-52-5002	
FAX番号	0276-52-5080	
開所年月日	平成9年4月3日	
利用定員	45人	

## 4. 事業の目的と運営の方針

### <事業の目的>

- ①ご家庭におられる要支援状態にある高齢者の方々を対象に、必要な日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持・向上、社会的孤独感の解消を図ります。
- ②介護者であるご家族様の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

### <運営の方針>

- ①ご利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう援助します。
- ②ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービスをご提供できるよう心掛けます。
- ③ご利用者様の日々の身体的、精神的な変化に注意し、健康で安全にお過ごし頂けるよう留意します。
- ④ご利用者様が家庭に戻ることを踏まえ、ご家族様及び関係従事者との連絡を密にし、些細なことでもご相談の上決定することに努めます。
- ⑤ご利用者様・ご家族様が気軽にご相談などできるよう、日頃より誠意ある、臨機応変な対応を念頭に置きます。

## 5. 職員体制

職員の職種	員 数	区 分				職務内容	保有資格
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		○			従業者・業務の管理	介護福祉士
生活相談員	2	1	1			ご利用者様の調整・相談他	介護福祉士
看護職員	2		2			ご利用者様の健康管理 リハビリ指導	看護師 1名 准看護師 1名
介護職員	9	2	2	5		ご利用者様への 介護サービス提供	介護福祉士 8名
機能訓練指導員	2		2			機能回復訓練指導	看護師 1名 准看護師 1名

## 6. 営業日、営業時間

営業		1/1・1/2 を除く 午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供	月曜日～土曜日営業 (祝日も営業致します)	午前9時30分～午後4時30分まで (送迎時間をのぞく) ご相談により短縮、延長も可能です。 (基本、朝は8:00より帰りは17:30まで) ※送迎は定時のみ行い、延長の場合などは家族送迎でお願い致します。

## 7. サービス内容

	種類	内 容
共通のサービス	生活相談	ご利用者様の生活全般に関する相談援助等を行います。
	機能訓練	日常動作などを通して、あるいは、看護師の指示を受けながら専門な機能回復の訓練を行います。
	介護サービス	自立を援助しながら必要な介護を行ないます。
	介護方法の指導	ご家族様等介護者に、ご家庭における介護の方法をお教えします。
	健康状態の確認	毎朝、体温・血圧・脈を測るとともに、常に体調の変化に留意します。
	口腔衛生管理	義歯使用の方には義歯洗浄を、歯の残っている方には歯磨きをお手伝いします。
	その他	ご利用者様お一人お一人に必要と思われるサービスをご相談の上行ないます。
選択のサービス	送迎	ご利用者様・介護者の事情により、ベッドまでの送迎も致します。順番により、毎回時刻が異なることもございますがご了承願います。
	入浴	ご利用者様の身体の状態等に合わせて、見守りや介助を行う一般浴と、車椅子のまま入れる機械浴とがご利用できます。また、体調不良等で入浴を中止し、清拭を必要とするときは、こちらの判断で変更させていただきます。
	食事	栄養士が毎日、栄養バランスの良い献立を作っております。季節を考慮し、誕生日や選択食など、行事食も充実しています。

## 8. サービス利用料金

各介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額(介護保険負担割合証に応じた額)が自己負担額となります。

基本単位、加算  
一ヵ月あたり

太田市は地域区分として一単位の単価が10.14円となります。

介護度	基本単位数	サービス提供体制強化加算(I)	送迎減算	同一敷地減算
事業対象者・要支援1	1,798単位	88単位	-47単位	-376単位
事業対象者・要支援2	3,621単位	176単位	-47単位	-752単位

その他に、1ヶ月のご利用単位数の合計に**介護職員等処遇改善加算 I (9.2%)**が乗じ加算されます。

### \* 介護保険給付外の諸料金 ご利用者全員共通

食費	700円 (おやつ代を含む)
----	----------------

サービス提供時間内での食事のキャンセル(食欲不振・体調不良等による)の際は料金を頂く場合があります。

各該当ご利用者

理髪代	1500円
行事・レク等実費負担	随時ご連絡します
おやつ	80円 (昼食なしの場合)
おむつ	各自でご用意頂きます
バスタオル・あかすりタオル	各自でご用意頂きます
付添者(食費・施設利用費等)	700円

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更することもあります。その際には前もってご連絡致します。

### \* 料金の支払方法

原則として毎回の実績による金額を、一ヶ月分まとめて翌月に請求致します。

支払い方法	1. 群馬銀行の自動引き落とし(手数料はご利用者負担となります。)
	2. 口座への振込(振込み手数料は差し引かず、御入金下さい。)
	3. 現金(ご利用の際お持ち頂くか、窓口に届けて下さい。)

連絡ファイルに添付の明細表に、サービス終了時、毎日(毎回)実際に行ったサービスをこちらで記載致しますので、必ずご確認をお願い致します。

万一、こちらの記載に誤りがあった場合(ご利用中止・入浴中止等)には、お早めにご連絡下さい。月を跨いだご申告には、受けられない場合もございますので、ご注意ください。

